

神新支掲示第1号  
平成23年4月1日

関税法(昭和29年法律第61号)第24条第1項の規定に基づき、三島川之江港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通、又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を下記のように指定し、同法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定により公告する。

なお、三島川之江港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通、又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示(昭和58年神新支掲示第3号、最終改正平成17年神新支掲示第2号)は廃止する。

新居浜税関支署長 竹内敏樹

1 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所

- ① 東埠頭東内防波堤市設桟橋
- ② 村松2号及び5、6、7、8号岸壁総合中の船舶については村松1番から8番ゲート
- ③ 新大江1、2号岸壁総合中の船舶については新大江2号ゲート
- ④ 金子1号岸壁総合中の船舶については金子1号ゲート

2 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所

- ① 村松1号から村松8号までの各岸壁
- ② 新大江1号及び2号岸壁
- ③ 金子1号岸壁